



10/30 安心・安全な町づくりのために

標茶町自治会連合会（山澤嘉禮会長）の平成26年度研修会が開発センターで行われ、北海道自治会連合会主幹の米津由利子氏が「安心・安全・支えあいの町内会事例と町内会活動への期待」と題し講演されました。講演では道内の町内会加入率低下や会員の高齢化、担い手不足などの課題を指摘。一方で特色のある町内会活動を行っている道内外の先進事例の紹介がありました。また、当日は、自治会連合会表彰も行われました。



10/23 町立病院で防災訓練を実施しました

火災発生時に迅速かつ安全に患者さんを避難させ、職員の防災意識を高めることを目的に防災訓練を実施しました。訓練には、医師や看護師、事務職員が参加し、地下ボイラー室から出火したという想定の下、外来患者の避難誘導訓練や入院患者の搬送訓練などに取り組みました。



11/3 町の発展に貢献されました

平成26年度標茶町総合表彰式がコンベンションホールういずで開催されました。今年度は50年以上町内に住んでいる在住者功労表彰が72人、火災現場で人命救助をされた1人と、土地、建物を町に寄贈された1人に善行表彰、防犯協会役員として20年以上在職された1人と消防団員として20年以上在職された3人に勤続表彰、老人クラブ役員として10年以上貢献された福祉基金条例施行規則顕彰に7人が表彰されました。



10/24 全国大会で金メダルを目指す

11月1～3日までの3日間、長崎県で開催される第14回全国障害者スポーツ大会の陸上競技の100mと立ち幅跳びに北海道代表として出場が決まった、小原美佳さん（麻生）がその報告のために役場を訪れました。小原さんは昨年度の全道大会の100mで優勝し全国大会出場を決めました。小原さんは「大会では自己ベストを更新し、金メダルを目標に頑張りたい」と全国大会へ向けての意気込みを語りました。

ありがとうございます

10/22

釧路市在住の伊在井邦彦さんが、特別養護老人ホームやすらぎ園に、南標茶の自家菜園で収穫した大根を寄贈してくださいました。寄贈いただいた野菜は給食の食材として活用させていただきました。



10/25 まちをきれいにしました

「自然の番人宣言」第8回不法投棄クリーン作戦が町道ルルラン通りで行われました。現場にはテレビや電子レンジなどの大型ごみも捨てられており、合計290kgのごみを回収しました。

今年最後の火災予防 年末に今一度ご注意を

年末は、新年を迎える準備の忙しさから、火災予防に対する意識が薄れがちになります。今一度家族皆さんで火の元の安全を確認し、明るい新年を迎えましょう。

消防だより



標茶消防署 ☎485-2021

ホームページ

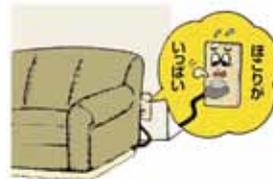
<http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/~sfsma/>

ストーブのそばで
あばれちゃダメ！



誰もいない部屋では、
線香や灯明をつけっぱなしに
しなように！

コンセントのホコリを
溜めないようにしましょう！



寝たばこは
絶対にやめましょう！

歳末特別警戒実施!!

標茶消防団・署では、**年末の火災予防のため**次の日程で歳末特別警戒を実施します。

- 全町歳末特別警戒広報・巡回（標茶消防団・署）→12月26日(金)～31日(水)、午後7～10時
- 標茶市街歳末広報（女性防火クラブ）→12月17日(水)、午前11時～11時45分
- 磯分内地区巡回（磯分内少年消防クラブ）→12月6日(土)、午前10～11時

大切な
お知らせ
です！

平成26年12月1日から 「児童扶養手当法」の一部が 改正されます

これまで、公的年金※を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。児童扶養手当を受給するためには、下記係に申請してください。

※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

- 例えば…
- ・お子さんを養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給している場合
 - ・父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
 - ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

<参考：児童扶養手当の月額>（平成26年4月～）

- 子ども1人の場合 全部支給：41,020円
一部支給：9,680円～41,010円（所得に応じて決定されます）
- 子ども2人以上の加算額 2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円



支給開始日 ◆手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。

◆平成26年12月～平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

■申し込み・問い合わせ／役場住民課社会福祉係（1階②番窓口 ☎485-2111 内線122）